



一般
社団法人

柏法人会

第197号 平成28年7月25日発行

法人会

消費税期限内納付

推進運動

(発行所) 一般社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
TEL 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629
(発行人) 会長 森和夫
(編集) 報 員 田次男
(編集責任者) 広報委員長 太田次男
(印刷所) 広報委員 (株) 秋元印刷

会報

■URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kasiwa> ■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp

柏税務署人事異動速報



第34回通常総会開催

柏法人会

於 ザ・クレストホテル柏

会員数/千葉県37,361社 柏法人会 4,163社 (平成28年6月末日)

■表紙解説

ばっばか獅子舞(野田市)

現在では「ばっばか獅子舞」と呼ばれていますが、古くは「子ササ舞」ともいわれ、腹につけた太鼓の音が「ばっばかばっばか」と聞こえるところから、この名称が出たといわれています。

元禄6年に始まったとされ、獅子舞、棒術、居合術の三つから成り立ち、清水地域に伝わる五穀豊穡、厄除けの儀式です。昭和の初期までは境内にムシロを敷いて提灯の明かりをまわした中で舞うのが習慣でしたが、それ以降は境内に舞台を設け、舞が奉納されています。

毎年7月24日に清水・八幡神社に奉納されます。昭和41年に千葉県の「無形民俗文化財」に指定されました。

画像提供 野田市社会教育課

所在地 野田市清水六六八八幡神社

交通アクセス まめバス

(北清水経由) ルート 清水八幡神社前 下車徒歩2分



柏法人会会員

- 法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(一社)柏法人会と入力して下さい。

よつば総合法律事務所の 法律広場

Q ⑥取引先からの売買代金の支払いが滞っていましたが、この度、支払方法について合意することとなりました。

そのため、書面を作成しようと思っていますが、その際に公正証書にした方がよいと聞いたことがあります。公正証書にすることで何かメリットがあるのでしょうか？

A ⑥公証役場にて執行証書という形で公正証書を作成した場合は、裁判所へ訴訟を提起することなく強制執行が可能となり(その点で、公正証書は判決文と同じ機能を果たすこととなります。)、費用面・時間面等でメリットがあります。また、書面の内容や成立についての争いも回避できる可能性が高くなります。

1 執行証書とは

(1)執行証書とは、民事執行法22条5号の公正証書です。

これは、主に、金銭の支払を目的とする請求権について作成されます。

例えば、売買代金の支払い請求や、貸金の返還請求が代表的です。一方、物や不動産の引き渡し、移転登記については作成することはできません。

(2)この執行証書には、債務者が直ちに強制執行に服するという内容の文言が入ります。

この文言が入るため、債務者が支払いを怠ったときに、裁判所に訴訟を提起することなく、強制執行の申し立てができることになります。

訴訟になると、事実関係について争いになる可能性もありますが、公正証書を作成しておけばその可能性は低いですし、訴訟が不要となることで費用面での節約にもなります。また、相手の財産がなくなってしまう前に迅速に強制執行をすることが可能となります。

(3)このように公正証書はメリットが大きいものですが、作成するためには債務者側にも、原則として公証役場まで来てもらうことが必要となりますので、紛争になる前の関係が良好のときに作成しておくことが理想といえます。

2 その他公証役場で可能なこと

(1)定期借地・借家権の設定契約

借地や借家は、借地借家法の借主保護の要請から、いったん貸し出すと返還をしてもらうことが難しくなります。しかし、同法規定の定期借地・借家の要件を満たせば、設定期間経過後は、更新・延長なく、返還を受けることができ、将来の別の利用目的等の予定が立ちやすくなるメリットがあります。

このような契約の場合も公正証書が要件とされているものもあり、公正証書がよく利用されています。

(2)公正証書遺言

遺言には大きく分けると、自筆で作成する自筆遺言と、公証役場で作成する公正証書遺言があります。

自筆遺言は、要件が厳格であるため無効になることもよくありますし、裁判所の検認手続が必要となるといったデメリットがあります。

この点、公正証書遺言だと、無効になるリスクが低く、原本は公正証書保管で保管されているため検索をすることもでき、紛失等のおそれが低いこともメリットとしてあげられます。

なお、遺言者の体調が悪い場合等は、公正証書が病院等まで出張してくれたり、署名できないときは公正証書が代わりに署名してくれる場合もあります。

(3) そのほか、公正証書では、任意後見契約公正証書の作成(判断能力が低下する前の元気なときに、判断能力低下時の後見人を指定しておく契約)、事実実験公正証書の作成(ある事実を公正証書が目撃したり、聞いたことを証拠として残す機能)、私署証書の認証(文書の署名・押印がその人によってなされていることの証明)、確定日付の付与(文書の作成日が重要な書類について、確定日付の日当該文書が存在していたことの証明)等を行うことができます。



弁護士法人よつば総合法律事務所
弁護士 小林義和

3 まとめ

このように公正証書を上手に利用することができれば、様々な面で、後日の紛争予防を予防することが可能となります。

今後の大きな改正が予定されている民法においても、その改正案では、経営者関係以外の人が事業の債務を連帯保証する場合は、公正証書を用意することを要件とすることになっているなど、今後ますます公正証書の利用範囲が広がる可能性があります。

ただし、公正証書では、主に形式面で、内容面まではカバーしてくれないため、公正証書で作成したから大丈夫ということにはなりません。そのため公正証書を利用されようとする際には、お気軽にご相談頂ければと思います。

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 小林義和) け早く回収する仕組みを作るといったことも有用です。

このような対策を行うことで、事業自体はうまくいっているのに資金繰りに失敗して倒産するといった事態を防げるだけでなく、経営者の方においても資金繰りのために膨大な時間を割かれることなく、企業競争力を高めるための経営に注力し、適格な投資をするための時間を作ることができることもつながるかと思います。

弁護士法人よつば総合法律事務所(弁護士11名、スタッフ9名)では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

弁護士法人よつば総合法律事務所

柏市柏 1-5-10 水戸屋舎番館ビル 4 階

TEL 04 - 7168 - 2300

(電話受付時間平日 9 時から 18 時)

事務所 HP <http://www.yotsubasougou.jp/>

代表社員 弁護士 大澤一郎